

## 告 示

### 埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年六月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月二十九日

埼玉県秩父県土整備事務所長 森 田 好 一

路 線 名	百四十号
供用開始の区間	秩父市荒川贄川字姥原三二二番三地 先から同市荒川贄川字下反三七一番 一地先まで
供用開始の期日	平成三十年六月二十九日
備 考	平成二十五年一 月二十五日付け埼 玉県秩父県土整備 事務所長告示第四 号、平成二十八年六 月十日付け埼玉県 秩父県土整備事務 所長告示第十号及 び平成三十年六月 二十九日付け埼玉 県秩父県土整備事 務所長告示第十号 で告示した道路予定 区域の一部供用開 始である。 延長三一〇・四 メートル